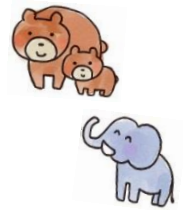
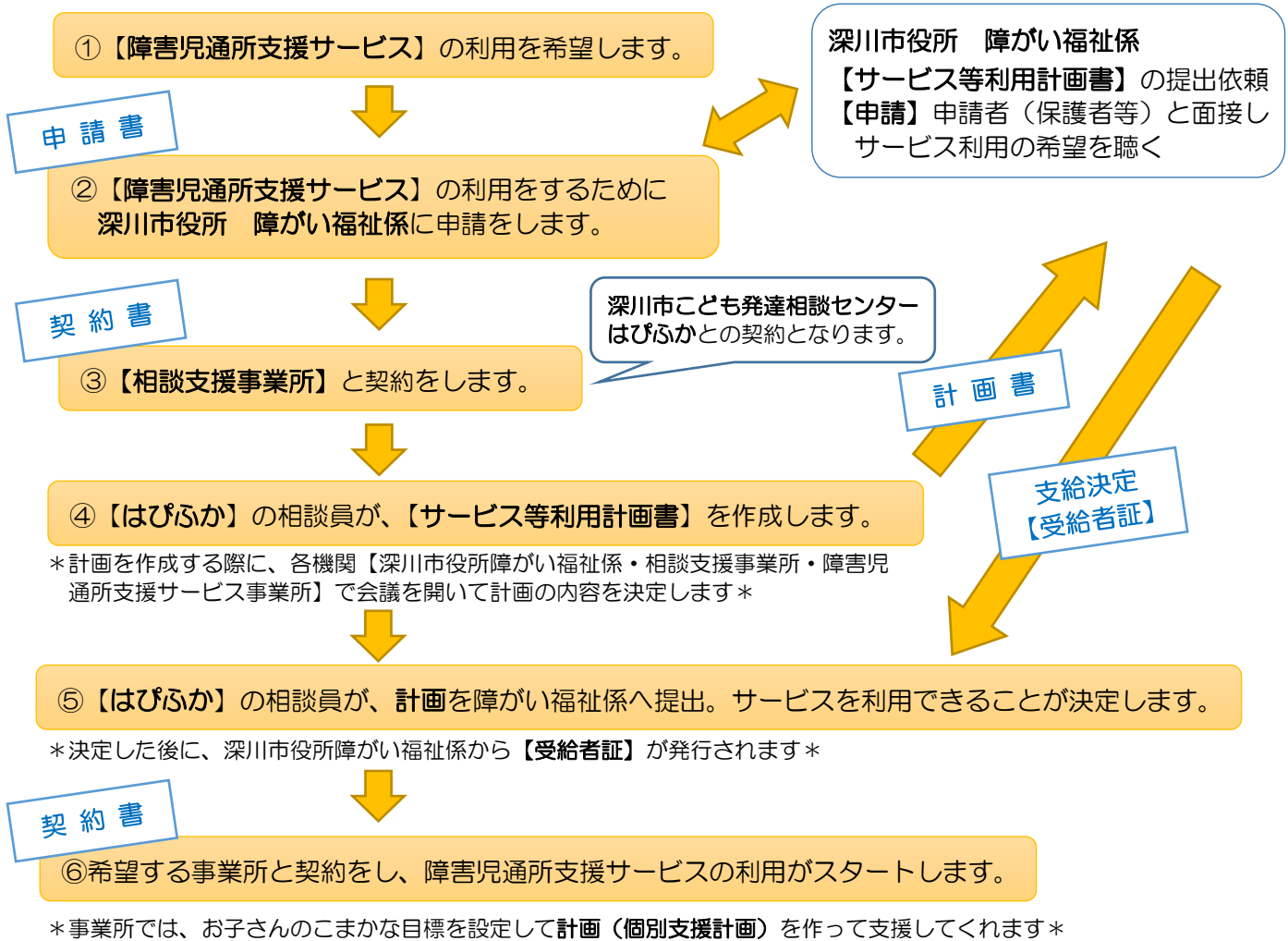




障害児通所支援サービス利用までの流れ



障害児通所支援サービスとは、児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービスのことです。利用するためには【サービス等利用計画書】を作成し市役所障がい福祉係へ提出する必要があります。



～ 相談支援事業所とは ～

【相談支援事業所】はお子さんご家族が、安心して生活できるよう相談に応じ、地域の支援体制を作る役割をしています。

私たちは【深川市こども発達相談センター はびふか】として、市役所健康推進係保健師や相談支援員がいつでも相談に応じますので、気軽に声をかけてくださいね（^^）*

利用が始まってからは、お子さんのがんばりや変化を定期的に見させていただきたいと思っています。お子さんの様子や先生の話・ご家族の気持ちなどを【モニタリング】という表にまとめています。最初の3か月間は毎月、その後は半年ごとに、モニタリングをさせていただきます。

【受給者証】はお子さんのお誕生日の月で更新となり、深川市役所障がい福祉係で手続きが必要です。更新時には、お子さんの状況に合わせて【サービス等利用計画書】の内容を見直していきます。

〒074-8650 深川市2条17番3号

深川市子ども発達相談センターはびふか TEL 0164-26-2609